倉吉市上下水道局企業管理規程第６号

倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程の一部を改正する規程する規程を次のように定める。

令和８年11月６日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程の一部を改正する規程

倉吉市上下水道局事務代決及び専決規程（令和２年倉吉市上下水道局企業管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（代決の順序）
第３条　正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決する。
<table>
<tr><td>代決の順序
正当決裁者</td><td>第１次</td><td>第２次</td><td>第３次</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td>局長</td><td>次長</td><td>主管課長</td><td><u>課長（主管課長を除く。）</u></td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
２　略
</td><td>
（代決の順序）
第３条　正当決裁者が不在のときは、次の表に掲げる順序によりその事務を代決する。
<table>
<tr><td>代決の順序
正当決裁者</td><td>第１次</td><td>第２次</td><td>第３次</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td>局長</td><td>次長</td><td>主管課長</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
２　略
</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、令和８年11月６日から施行する。